

議案第10号関連資料

明石市工場立地法地域準則条例の一部改正について

明石市工場立地法地域準則条例については、工場緑地面積率等の緩和を行うとともに、市独自の取組として、事業者に対し努力義務として、緑地の質的な充実や緑化の推進活動、当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動の実施を求めているところです。

このたび、SDGs未来安心都市・明石として、SDGsの理念に基づき、パートナーシップによる経済、環境、社会の三側面に配慮したまちづくりの推進に向けて、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の具体化を図るため、新たに、市、事業者及び地域住民の役割や取組内容を定めることにつき、下記のとおり、条例の一部を改正しようとするものです。

1 改正等の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

現行	改正（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積率等の敷地面積に対する割合を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積率等の敷地面積に対する割合を定める。</li> <li>市、特定工場及び地域住民が、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行うことにより、地域産業の活性化、地域の生活環境等との調和及びパートナーシップのまちづくりを推進することを定める。</li> </ul>

(2) 区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（第3条・第4条関係）

現行			改正（案）
① 緑地面積率・環境施設面積率			現行のとおり
区域	緑地面積率	環境施設面積率	
準工業区域	10%以上	15%以上	
工業地域 工業専用地域	5%以上	10%以上	
② 重複緑地の算入率			
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物屋上等緑化施設 50%以内</li> </ul>			

(3) 周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等（第7条関係）

現行	改正（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者は、緑地の質的な充実、緑化の推進に役立てる活動及び当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動に積極的に取り組むよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者が、法準則に定める割合を下回って緑地を整備する場合（ただし、既存工場は緑地面積が減少する場合に限る。）、市、対象事業者及び地域住民がパートナーシップの下、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（*）の実現を図るため、当該特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行う。</li> <li>対象事業者は、緑化等の取組として、良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動等を積極的に実施するよう努める。</li> <li>市長は、緑化等の取組に関する指針（ガイドライン）を策定するとともに、対象事業者や地域住民に対して、情報提供のほか助言や必要な支援を行う。</li> <li>地域住民は、緑化等の取組に協力するよう努める。</li> </ul>

\*明石市版ネット・ポジティブ・インパクト

- 緑地面積率の緩和後における特定工場の周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、当該緩和の前と比してより良いものとなること。

(4) アドバイザリー会議の設置（第8条関係）

現行	改正（案）
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者が計画する緑化等の取組の内容が特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資するよう専門的な立場から助言を行うため、アドバイザリー会議を置く。</li> <li>アドバイザリー会議は、学識経験者の3名以内で構成する。</li> <li>市長は、アドバイザリー会議から助言に係る意見を受けたときは、速やかに対象事業者に通知し、助言その他必要な支援を行う。</li> </ul>

(5) 地域説明会の開催（第9条関係）

現行	改正（案）
（新設）	・対象事業者は、特定工場が立地する小学校区のまちづくり協議会に対して、緑化等の取組等に関する説明会を開催し、説明を受ける者の理解を得るよう努める。

(6) 情報の提供及び表彰（第10条関係）

現行	改正（案）
（新設）	・市長は、対象事業者が行う緑化等の取組について市民へ情報提供を行う。 ・市長は、緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰する。

(7) 施行期日

令和5年6月1日

※このたび改正しようとする市独自の取組については、条例第3条の緑地面積率等の規定を適用するための条件ではなく、また工場立地法の届出内容に影響を与えるものではありません。

2 パブリックコメント

(1) 実施期間

2023年1月6日（金）～2月4日（土）

(2) 意見総数（74件）

素案に賛成	素案に反対	その他
35件	31件	8件

【参考】市との関わり

在住	在勤	在住・在勤	在学	その他	未回答
39件	18件	5件	0件	1件	11件

### (3) 主な意見

#### 【条例全般】

- ・工場緑地面積率の緩和に合わせて、市独自の取組として、良質な緑化の形成などの取組を求めることは、SDGs 未来安心都市・明石にふさわしい取組である。
- ・現行条例は、事業者による意思に依拠しているため、事業者の取組次第では、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあり、早期に制度の枠組みを構築すべきと考える。
- ・素案では、緑地面積率の引き下げに対して、厳しい条件をつけ、企業に大きな負担を強いるものであり、建物の改修や建替えができず、労働環境やまちの景観も改善されない。

#### 【趣旨】

- ・条例改正の意義や目的を明確にしている点で優れている。

#### 【生活環境の向上に資する取組】

- ・素案では、今よりも良いものとなることを目指し、事業者のやるべきことが明確に示されている点で評価できる。
- ・企業はこれまでも様々な取組を企業の意思で積極的に実践しており、企業を敵視し、取組を強制するような表現は避けるべきである。
- ・これまで地域や行政と協力し、周辺地域の緑化や生活環境の保全、歩道の整備等に取り組んできた。企業として、これからも地域との共生を進め、周辺環境への取組を推進することには変わりはない。

#### 【緑地の機能】

- ・工場緑地を含む都市緑地は、生物多様性の保全だけでなく、気候変動の緩和や災害の被害防止、人の心身両面の健康の維持など様々な役割を持つことが示されている。
- ・企業は、緑化の専門家ではないため、具体的な取組方策を示してもらいたい。

#### 【CO2 排出量の削減】

- ・2050年CO2排出量実質ゼロを目指す中、素案は脱炭素社会の実現に通じる。
- ・CO2排出量の削減は、企業にとって身近な電気料金などの経費削減をはじめ、社会からの信用獲得、大手企業からのサプライヤーへの要求強化など、経済活動と直結しており、当然、設備投資等を行う企業は、CO2排出量の削減に取り組んでいく。

#### 【アドバイザー会議】

- ・アドバイザー会議は、本事業の達成に必要な仕組みである。
- ・企業の取組を評価するとあり、評価結果によっては、緩和できないことがありうるのではないかと。
- ・専門家でない団体の長が会議に参加することは、恣意的な判断となる不安がある。

### 【地域との関わり】

- ・地域の関与を位置付け、地域で生じる課題に対応しようとする取組は、協働のまちづくりにも通じ、非常に評価できる。
- ・協定の締結は、当事者の自由意思に基づくものであるため、一方が強く反対することで取組全体が達成されないのは問題がある。
- ・地域には専門家がないため、企業と対等に協定を締結するには不安を感じ、代わりに説明会を開催することで、情報の共有化を図ってはどうか。

### 【市の緑化に対する費用の拠出】

- ・事業者の立場を考え、緑化できない場合も考慮した現実的な対応として評価できる。
- ・費用の拠出は、ペナルティーと感じ、企業にとっては負担感しかない。
- ・市内の4%にしか過ぎない工場緑地に焦点を当てて、緑化政策に係る費用負担を求めるのは、不公平ではないか。
- ・人口が30万人を超え、新たに事業所税が課せられ負担が増えている。事業所税は、本来、まちの緑化等に用いられるための財源であり、これらを活用して緑化に取り組みばよいのではないかと考える。

### 【その他】

- ・明石市は、住宅市街地が密集しており、工場緑地面積率を法準則より緩和するべきではない。
- ・子どもたちが、地域の工場や産業への理解を深めることができるよう、工場見学やものづくり体験などの交流を実施してもらいたい。

## (4) パブリックコメントを受けた市の対応

### ① 対象事業者による取組の義務化の見直し

- ・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトを実現すべき目標と位置付け直し、事業者による取組を義務的な表現から努力義務へと改めた。

### ② 市の緑化推進に対する費用の拠出の廃止

- ・緑化等の取組を行うことが難しい場合の例外措置として、事業者の選択により費用の拠出を可能としていたが、新たな費用負担に対する反対の意見も多く、また、事業者はすでに様々な取組を実施している現状を鑑み、費用拠出に係る規定を廃止した。

### ③ アドバイザリー会議の位置づけの明確化

- ・アドバイザリー会議が専門的な立場から支援するための機関であることを明確にするため、条文上、「評価」の表現を削除し、また、委員構成についても識者による構成へと改めた。

### ④ 協定の締結から地域説明会開催への変更

- ・対象事業者と地域組織の対話を評価する意見がある一方、両者の負担となる意見も多く、協定の代わりに、対象事業者により地域説明会を開催するよう改めた。

### 3 明石市工場緑化等に関するガイドライン（素案）

参考資料1のとおり

### 4 今後のスケジュール（案）

日時	内容
2023年2月	令和5年3月定例会市議会 議案提案
2023年4～5月	改正内容の周知、ガイドラインのパブリックコメントの実施と策定
2023年6月1日	条例施行（予定）